

世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する規則

世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成
12年9月世田谷区規則第127号）の一部を次のように改正する。

第8号の3様式を次のように改める。

第8号の3様式（第9条の3関係）

番 号
年 月 日

結核指定医療機関指定書

あて

世田谷区長名 

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定により、下記の医療機関を結核指定医療機関に指定します。

記

- 1 開設者の氏名
(法人の場合は、法人の住所)
- 2 開設者の住所
(法人の場合は、法人の住所)
- 3 医療機関の名称
- 4 医療機関の所在地
- 5 指定年月日
年 月 日

第9号の2様式裏面以外の部分中「ごろ」を「頃」に改め、同様式裏面中「10 EVM 11 PAS 12 CS 13 DLM 14 BDQ 15 その他（ ）」を「10 PAS 11 CS 12 DLM 13 BDQ 14 その他（ ）」に、「15まで」を「14まで」に、「為」を「ため」に、「喉（こう）頭粘液」を「喉頭粘液」に改める。

第10号の2様式裏面以外の部分中「EB LVFX KM TH EVM」を「EB LVFX KM TH PAS」に、「PAS CS DLM B DQ」を「CS DLM BDQ」に改める。

第10号の3様式裏面以外の部分を次のように改める。

年 月 日

あて

世田谷区長名 印

結核医療費公費負担・東京都医療費助成申請却下通知書

あなたから申請のあった

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に基づく医療費公費負担

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第19条に基づく医療費助成

は、下記の理由により（負担・助成）しないことに決定したので通知します。

記

1 主 病 名

2 申請医療内容 { INH RFP RBT PZA SM EB LVFX KM TH PAS CS DLM BDQ
手術（ ）
その他（ ）

3 感染症の診査に関する協議会意見 {

4 申請却下理由

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条の2の規定に該当しない。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第19条の規定に該当しない。

(3) 予算その他の理由

5 保険種別

{ 社保（本人・家族） 国保 後期高齢 }
{ 生保（保護受給中・保護申請中） その他（ ） }

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第9号の2様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。